

令和 8 年度湯梨浜町障がい者就労施設等優先調達方針

令和 8 年 8 月 1 日

第 1 趣旨

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

第 2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

第 3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全組織での物品等の調達に適用する。

第 4 調達の対象となる障がい者就労施設等

本町において調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等
 - （1）就労移行支援事業
 - （2）就労継続支援事業（A 型・B 型）
 - （3）生活介護事業所
 - （4）障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - （5）地域活動支援センター
- 2 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - （1）「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - （2）重度障がい者多数雇用事業所
 - ①重度障がい者の雇用数が 5 人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上
- 3 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - （1）在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
 - （2）在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の事業等を行う団体）

第 5 調達の対象種目

本町において、重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

1 物品

印刷・製本・製袋、紙製品、木工製品、縫製品、陶芸品、食料品、食材、農作物、その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

2 役務

軽作業（シール貼り、袋詰め、包装、組立て等）、草刈り・清掃作業、分別作業、その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

第6 調達方針

- 1 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取り組みを推進する。
- 2 障がい者就労施設等の提供可能な物品および役務についての情報を組織全体で共有し、障がい者就労施設等への発注に努める。

第7 障がい者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和8年度に本町が達成すべき優先調達の目標を、以下のとおり定める。なお、障がい者就労施設等の物品の開発、充実等に応じて適宜見直しを行うものとする。

優先調達の目標額 2, 100, 000円

[個別目標]

	種別	調達品目等	調達目標額
物品	ごみ袋	ごみ袋大・小	1, 900, 000円以上
	食品・食材等	麺類、菓子類等	100, 000円以上
	物品等	花苗、食器類等	100, 000円以上

第8 調達の推進方法

本町では、障がい者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を、福祉課及び次に掲げる共同受注窓口等から収集し、これらの情報をもとに、適用部署は障がい者就労施設等へ優先調達を依頼する。

共同受注窓口 特定非営利活動法人 鳥取県障がい者就労事業振興センター
〒683-0054 米子市鞆町1丁目160番地 電話0859-31-1015

第9 調達方針及び調達実績の公表

- 1 本町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成した時は、町ホームページ等により、速やかに公表する。
- 2 調達実績については、翌年度の7月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。